

旭川市景観計画（変更案）新旧対照表

No.	章節番号等	ページ	新	旧
1	第1章, 4, 2) 景観計画重点区域の指定	3	旭川市宮下通4丁目から6丁目まで, 宮前1条1丁目から4丁目まで及び宮前2条1丁目から2丁目までの各全部並びに宮下通3丁目, 宮下通7丁目から17丁目まで, 宮前1条5丁目, 宮前2条3丁目, 南6条通及び7条通の17丁目及び18丁目並びに忠別川河川敷地の各一部	旭川市宮下通3丁目の一部, 宮下通4丁目から6丁目までの各全部, 宮下通7丁目から19丁目までの各一部, 南6条通16丁目から18丁目までの各一部, 南7条通17丁目及び18丁目の各一部並びに宮前通東及び西の各一部, 忠別川河川敷地の一部
2	同上	3	(北彩都あさひかわ地区 位置図の修正)	
3	第3章, 1, 2), (1) 北彩都あさひかわ地区の区域	21	旭川市宮下通4丁目から6丁目まで, 宮前1条1丁目から4丁目まで及び宮前2条1丁目から2丁目までの各全部並びに宮下通3丁目, 宮下通7丁目から17丁目まで, 宮前1条5丁目, 宮前2条3丁目, 南6条通及び7条通の17丁目及び18丁目並びに忠別川河川敷地の各一部	旭川市宮下通3丁目の一部, 宮下通4丁目から6丁目までの各全部, 宮下通7丁目から19丁目までの各一部, 南6条通16丁目から18丁目までの各一部, 南7条通17丁目及び18丁目の各一部並びに宮前通東及び西の各一部, 忠別川河川敷地の一部
4	同上	21	(削除)	※P22 「北彩都あさひかわ地区 区域図」のとおり
5	第3章, 1, 2), (2), 「賑わい景観誘導地区の区域」	21	- 宮下通, 宮下通10・14丁目間1号線, 宮前通, 北彩都テーマ地区の歩行者専用道及び各沿道（各道路境界線から6mの範囲） - 駅北広場及び沿道（敷地境界線から5mの範囲） - 鉄道高架下～昭和通から永隆橋通までの南側5mの範囲のみ	- 宮下通・区画道路NO. 2・宮前通・北彩都テーマ地区の歩行者専用道～道路敷地境界線から6mの範囲 - 駅前広場～敷地境界から5mの範囲 - 鉄道高架下～昭和通から永隆橋通までの南側5mの範囲
6	第3章, 1, 2), (2), 「緑景観創出地区の区域」	21	- 忠別川河川区域 - 忠別川リバーフロント	- 忠別川河川区域～忠別橋から新神楽橋までの河川区域 - 忠別川リバーフロント及び宮前公園～西側事業区域

			・ <u>宮前公園</u> ・ <u>南 6 条通及び沿道</u> (道路境界線から 1 5 m (1 0 m) の範囲) ・ 北彩都シビックコア地区 ・ <u>中央橋通及び沿道</u> (道路境界線から 1 0 m の範囲) ・ <u>新成橋通及び沿道</u> (道路境界線から 1 5 m (8 m) の範囲) ・ <u>大雪通及び沿道</u> (西側：道路境界線から 1 0 m (8 m) の範囲, 東側：道路境界線から 8 m の範囲)	<u>端から宮前公園までの忠別川河川区域沿川</u> ・ <u>南 6 条沿道～道路敷地境界</u>から 1 5 m (1 0 m) の範囲 ・ 北彩都シビックコア地区 ・ <u>中央橋通～道路敷地境界</u>から 1 0 m の範囲 ・ <u>新成橋通～道路敷地境界</u>から 1 5 m (8 m) の範囲 ・ <u>大雪通～西側：道路敷地境界</u>から 1 0 m (8 m) の範囲 東側：道路敷地境界から 8 m の範囲
7	第 3 章, 1, 2), (2)	21	※ <u>北彩都あさひかわ地区の対象区域及び賑わい景観誘導地区, 緑景観創出地区の区域の詳細は P22「北彩都あさひかわ地区 区域図」のとおり</u>	(追加)
8	北彩都あさひかわ 区域図	22	(区域図の修正)	
9	第 3 章, 2, 2), ○賑わい景観誘導地区の個別区域名称欄	24	宮下通・ <u>駅北広場</u> の各沿道	宮下通・ <u>駅前広場</u> の各沿道
10	同上	24	<u>宮下通 1 0 ・ 1 4 丁目間 1 号線沿道</u>	<u>区画道路 NO. 2 沿道</u>
11	第 3 章, 2, 3)	25	○地区 <u>全体</u>	○地区 <u>全域</u>
12	第 3 章, 2, 3), ○賑わい景観誘導地区	26	外壁は, レンガ造建物と調和する街並みを形成するため, . . . (宮下通 1 0 ・ 1 4 丁目間 1 号線, 宮前通各沿道)	外壁は, レンガ造建物と調和する街並みを形成するため, . . . (<u>区画道路 NO. 2</u> , 宮前通各沿道)
13	第 3 章, 2, 3), ○緑景観創出地区	26	地域の特徴となっている地形は, . . . (北彩都シビックコア地区・宮前公園・ <u>忠別川リバーフロント</u>)	地域の特徴となっている地形は, . . . (北彩都シビックコア地区・宮前公園・ <u>忠別川リバーフロント地区</u>)

14	第3章, 3, 2), ○建築物 (賑わい景観誘導地区追加 事項)	28	外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし,・・・ (<u>宮下通10・14丁目間1号線</u> , 宮前通の各沿道のみ)	外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし,・・・ (<u>区画道路NO. 2</u> , 宮前通の各沿道のみ)
15	第3章, 4, 2)	29	○北彩都シビックコア地区のレンガ造建物 (<u>旭川市市民 活動交流センター C o C o D e</u>)	○北彩都シビックコア地区のレンガ造建物
16	第3章, 5	29	自然環境と都心部の融合や多くの人が回遊する賑わい のある沿道景観を創出するため, 形状や面積などについ ては適切な規制・誘導を図り, 質の高いデザインの広告 物を積極的に活用した街並みを創出する。 旭川駅や<u>駅北広場</u>から容易に展望できる区域について は, その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとし る。 <u>なお, 屋外広告物等は旭川市屋外広告物条例に基づき設 置すると共に, 旭川市屋外広告物条例に基づく「北彩都 あさひかわ広告景観整備地区」に指定されている場所に おいては, 当該整備地区の基本方針に適合するように努 めなければならない。</u>	<u>基本方針</u> 自然環境と都心部の融合や多くの人が回遊する賑わい のある沿道景観を創出するため, 形状や面積などについ ては適切な規制・誘導を図り, 質の高いデザインの広告 物を積極的に活用した街並みを創出する。 旭川駅や<u>駅前広場</u>から容易に展望できる区域について は, その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとし る。
17	第3章, 7, 3)	30	都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3 項の許可の基準	都市公園法 <u>5条1項又は6条1項</u> 若しくは第3項の許可 の基準